

第六十一回国会 衆議院 内閣委員会議録第五号

昭和四十四年二月二十七日(木曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 藤田 義光君

理事 伊能繁次郎君

理事 塩谷 一夫君

理事 大出 俊君

理事 受田 新吉君

赤城 宗徳君

菊池 義郎君

渡海元三郎君

細田 吉蔵君

三池 信君

三原 朝雄君

稻村 隆一君

華山 親義君

鈴木 康雄君

理事 佐藤 文生君

理事 塚田 徹君

理事 浜田 光人君

井出一太郎君

蔵内 修治君

葉梨 信行君

松澤 雄蔵君

三ツ林弥太郎君

淡谷 悠蔵君

木原 実君

伊藤惣助丸君

出席國務大臣

外務 大臣 愛知 揆一君

出席政府委員

外務大臣官房長 齋藤 鎮男君

外務省アメリカ局長 東郷 文彦君

外務省条約局長 佐藤 正二君

外務省国際連合局長 重光 晶君

委員外の出席者

外務大臣官房領事移住部長 山下 重明君

専門員 茨木 純一君

二月二十六日

委員華山親義君辞任につき、その補欠として山中吾郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員山中吾郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の名で委員に選任された。

第一類第一号

内閣委員會議録第五号

昭和四十四年二月二十七日

同月二十七日

委員内海英男君、野呂恭一君、古内広雄君及び華山親義君辞任につき、その補欠として細田吉蔵君、蔵内修治君、渡海元三郎君及び山内広君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員蔵内修治君、渡海元三郎君、細田吉蔵君及び山内広君辞任につき、その補欠として野呂恭一君、古内広雄君、内海英男君及び華山親義君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

藤田委員長 これより會議を開きます。

外務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。淡谷悠蔵君。

淡谷委員 愛知大臣にじっくりお聞きしたいのですが、実はブラジルの農業移民の問題についてひとつ実情を、私のほうでも若干資料を持っておりまして、お聞かせ願いたいと思います。

これはずっと前に、戦後またブラジル移民が始まりましたときに、この所管を外務省でやるか農林省でやるか、だいぶ問題のあったことなんです。が、どうも外務省自体が、農業移民について万全のお世話をしているだろうと思いますが、職掌柄

若干問題が出るだろうという事は予想しておりました。実は私の友人で青森県の県会議員をやっております工藤一成君というのが海外移住事業団

の地方の仕事をしておりまして、熱心な男なんです。が、ブラジルに行つてまいりまして、数回行ったのですが、今回は六カ月は滞在して帰りました。むすこもブラジルへ行つておるのであります。この間帰つてきまして二、三日前ですが、たいへんにむしろ憤激に近いような感じで戻ってきたのであります。きょうはその実情を私のほうから申し上げますが、その前に現在ブラジルに行つております農業移民はどれくらいの数に達しておるか、ひとつ係の方でけっこうございましてからお答え願いたいと思つております。

山下説明員 ブラジルへ行つておる農業移民の数ですけれども、大体戦後行きました人が五万七千名あって、その大体九割以上がほとんどブラジルへ行つております。五万数千名という数字はもろん家族を入れてであります。それが移住者の数でございます。

淡谷委員 これは内地の開拓もそうですが、当初入った人が長く続いている例がたいへん少ないのです。特に海外でなれない仕事をやるわけなんです。同じ農業でもだいたい雇相が変わりますので、当初入った人と現在いる人との比率はどれくらいになっておりますか。

山下説明員 われわれは脱耕と呼んでおりますけれども、一たん移住地に入つてそこから出ていく人、この場合もよくて、さらにいいところに移るといふ人と、それから悪くて夜逃げ式に逃げ出していく、そういう両方の別があると思つております。われわれは移住事業団のほうの直接の移住地であればわりあい把握しやすいわけですが、実際には広いブラジル各地に入つておりますので、正確な数字は把握しておりませんけれども、大体表してみると二、三割は最初に入つたところから脱耕しているのじゃないかというふうに思つております。

淡谷委員 これは開拓の場合に非常に問題になる点なんです。大体とか想像だけで出されまして、これは別の役所が言うならかまいませんが、外務省が所管しているのですから、特に海外に行つておる同胞でございまして、もう少し正確な数字を出してもらわないと責任上困るのじゃないですか。大臣、いかがですか。

愛知國務大臣 仰せのとおりと存じます。正確な数字もあるはずであります。が、なおそういう点については十分責任を持つて実態を掌握するようにいたしたいと思います。

淡谷委員 いや、しかし、もう始まつてから十数年たつておるわけですから、これから掌握したのじゃおそいじゃないですか。もうすでにこれは外務省は掌握してなければならぬはずなんです。現在までは掌握していなかったと思つてよろしいですか。現在ではどのくらいかわからぬ……

山下説明員 移住地ごとには集計が出ておりますけれども、それが全部の移住者ということになると正確な数字が出ておりません。ですから、移住事業団のほうで世話して入れた直轄地及び向この州、連邦政府の移住地、少なくとも移住事業団、われわれ政府のほうの手で世話した者の数字はつかんでおりますから、さつそく調べてその範囲の正確な数字をお届けしたいと思います。

淡谷委員 向この移民の直接世話をしたとかどうかというのを聞きますけれども、それでは分類をいたしましてブラジルの農業移民はどうかとが世話をしているのですか。外務省が直接おやりになっているのもおありでしょうし、ほかにあるとすれば一体どういふルートで行つて、だれ

がその責任を負ってやっているのか、それは把握されておられますか。

○山下説明員 移住事業団のやっている場合とそれから全拓連がやって、現地のコチアの産業組合などを通じて雇用の形式で入っている場合と、そのほか数は少ないと思いますが、個人的なルートで行く場合とあると思います。

○淡谷委員 海外移住事業団というのは、現在理事長は前の国防会議の事務局長の廣岡さんがやっておるはずですね。このほうは資料ももらっておりますから、つきりつかまえてあるわけですか。では全拓連というのは一体どういう組織ですか。

○山下説明員 全国拓植農協連、これは農林省所管で前の農林次官をやっておられた平川さんがやっておられます。

○淡谷委員 それでは大体の数字はおつかみになっておりますから、海外移住事業団の責任で行っている人は何名、全拓連のほうから行っているのは何名、外務省直接の移民は何名という数字はつきりわかりますか。

○山下説明員 さっそく調査してお届けいたします。

○淡谷委員 大臣、これから調査するそうですが、いかがでしょうか。九年の間、十年の間調査できなかったのではありませんか。

○愛知国務大臣 いまお答えした意味は、ここに持っているという意味ではないかと思っておりますけれども、私もよく調べてみます、実情がどうなっておるか。ここにはいまさういふ分類によりました数字がないようですが、集計していまのをさっそくお届けできるとお思います。

○淡谷委員 これはぜひ資料をお出し願いたいと思います。

それから現地でいろいろ困ったことが起こった問題が起こった場合には、三つの系統で移民が行っておるとも総括して責任を負うお役所というものはあるのですか。わざわざ全拓連の場合は農林省に、たしかこの海外移住事業団は外務省が掌握されておると思しますので、一本で掌握さ

れておるのか、あるいは役所が違うのか、この点もつきりお伺いしたい。

○山下説明員 移住事業団が直接直轄移住地として経営しておるものは、移住事業団が全責任をもつて援護措置をとって、外務省が監督するわけでありますが、そのほかブラジル側の経営しておる移住地においては、移住事業団がいろいろ監督したり指導したり、そのほか教育とかいろいろな問題が起こったときに在外公館が一緒になって援護措置を行なっております。それ以外に、個々に入っておる場合には、領事館が世話をするという形式になっております。

○淡谷委員 あとのほうの移民はいろいろございましてよけれども、農業移民というものはやはり特殊なもので、外務省の在外公館、領事館に農業を指導するような技能を持った人がいるのですか。特にブラジル農業ですから、どうしても営農の指導になると技術の点まで指導しないとうまくいかないのは事実なんです。そういうふうな準備はございませうか。

○山下説明員 外務省の中に直接営農を指導するような専門的なところはありませぬけれども、その点は農林省と常に連絡をとっております。また現地公館でも特に移住地の重要な点には農林省から現地の公館に届けてもらっております。また移住事業団の中にも農林省関係の人が出向していろいろ指導していただいております。農林省関係の役所とそれから事業団の中に農業関係の専門の人もかなり入っておりますので、そういう人たちが一緒になって営農の万全を期しております。

○淡谷委員 農林省から出向しておる人の数は外務省で把握しておるのですか、これは外務省が把握しておるのでしょうか、やはり海外に行くのですから。

○山下説明員 移住に關係のある南米であります。リオとサンパウロとそれからボリビアのラパスの大使館、この三方所に農林省の人が駐在しております。

○淡谷委員 何名くらい行っておりますか。

○山下説明員 いまの移住関係ではその三名で、それ以外の全世界の公館になると私のほうではなくて官房のほうで調査いたします。

○淡谷委員 全世界は要りませぬけれども、ブラジルの農業移民を直接指導しておる農林省の出向職員は何名か。三名では少ないのではないかと、五万名も行っておるのに。

○山下説明員 現在のところ、南米の各事業団支部の中に農業関係の専門の人が三名くらいずつ出向しておられます。

○淡谷委員 それでは私、手元を持ってきました工藤君の報告書がございまして、これについて若干お伺いしたいのです。

場所は、まあ五万人もいる農業移民でははつきりしたイメージも出てこないでしょうが、部分的ですが、こりいう例はおそらく全体だろうと思っております。パイア州都のサルバドル市郊外約百キロのところのクビチェックという地区です。これは海外移住事業団の地図にも出ておりますが、大西洋岸のほうです。そこに青森県関係で入った人が当初十四名、現在残っておりますのは七名という報告を持って帰りました。そして、その年間収入の平均は二千セント、十八万円、ブラジルで十八万円、したがって、その生活というのは非常にみじめなものであります。もう土間の上じかに寝ているような状態です。青森県ですから、リンゴ箱なんかいくらしいのですが、リンゴ箱を並べて、その上に寝ているという形、これが入植して十年の姿であります。しかも現在では、もう農耕ができなくなつてしまつておる。中央市場から野菜を買入れて、街頭で地べたにすわつてこれを売りながら細々と暮らしているという実情を見てきておるのです。向こうではフェラシテと言つていふのでありますが、土地の人たちも山ザルのような暮らしたと言つて笑つておる。こりいう実情を、これまで外務省はお調べになつたことがございませうか。またあとのほうの移民地はこりうではないということになっておりますが、どうか。いま

まで九年も十年もたつておるのですから、農業移民の実情がどうだか、これは、幾ら東京の外務省でもつかまえておられないと、この移民政策というのは成功しませんか、こりいうふうな事例について、ほかにもありましたらお伺いしたい。

○山下説明員 大体ブラジルの移民のうちで、北のアマゾン地区と東北の地区、これは移住事業団の直営の移住地としてやっておるわけでありまして、それ以外のブラジル側の移住地区がアマゾン地区に十四、東北のほうに入、この向こう側の経営している移住地は、一般に非常に悪くて、最初の向こう側の大体の計画である道路なんかの整備も進んでおらず、非常に悪かつたものですから、四十一年にわれわれのほうは調査団を派遣して、各移住地について詳しく調べ、その後も継続的に現地の移住事業団が調査を続けておりました。特に悪かつた東北地区のブナウ、ピウンについて、ほとんど全部に対して漸次いいほうに移つていただくとか、それからごく一部の人がだけ残つて続けるというふうな、全般的な調査に基づいた対策を講じまして、現在もその政策を徐々に推進しておる段階でございませう。

○淡谷委員 愛知大臣、私は、この報告を受けまして思い出したことがあるのです。これは戦前、移民について石川達三さんが「蒼氓」という小説を書いたことがあり、映画化されましたが、「蒼氓」という字が出ると、蒼氓とはもろもろの民のことであるというタイトルが出ます。そして落ち葉が散つております。そのような姿が、あの戦前の移民であつたのですが、戦後は、こりいうことがなくなつたかと思つて、なくなつていない。いまお答えになつたアマゾン地区ですが、これも、この地区の移民については、当時だぶ議論したのです。外務省は無理だろう、やはり農林省が直接に指導すべきじゃないかという説がかなり強かつた。しかも、いま道の話が出ましたが、この事業団がやっておりますクビチェックの地区でも、野菜をとつても卵をとつても、これを運搬する道路がないのです。したがつてトラックなど

へ乗って、がたがたの山を走っているうちに、サルバドル市という市へ出るまでに半分は壊れてしまふというのです。商売にならぬという実情であるのです。中でも、昨日私は事業団を呼んで聞いてみたのですが、いま帰ろうかと言っておる人に福原千代三郎という人があるのですが、トラックで野菜を運搬している途中で、道が悪いために、そこから落ちて、ひざの皿を割ってしまった、もう労働ができなくなつて、近く帰還するというのです。この道路についても、九年前からつくる、つくるというのをしょつちゅう約束しているものでありますが、さっぱりつくとつてくれぬ。野菜と鶏がおもなる管農の姿なのですが、鶏も成功し、野菜も成功しましたが、道路がないために、全然輸送の道が閉ざされているために、これを販売できないで、全員がほとんど山ザルのような暮らしをしていくという状態です。これを九年前もどうして放置されていたのですか。こういうふうな暮らしをさせて、道もつけてやらないというそんな手はない。外務省は一体どういふ調査をし、どういふ対策を講じたか伺いたい。

○山下説明員 このクビチェックの移住地においては、最初移住者はトマトをつくつておりまして、最初のうちはかなりよかつた。ところが、その近所のリオ・ポニートの移住地でもそうでありますが、日本人がトマトで成功すると、ブラジル人も同時にトマトをつくり出す。そのためトマトの市況が非常に悪くなった。そこで適当な段階において、ほかの永年作物や養鶏、養豚に切りかえて、そうしてバランスのとれた管農をするというふうに現在指導しております。

それから道路の問題であります。これは、この移住地は、事業団の直営の移住地ではございませんので、直接事業団がやるというわけにいかないのです。どうしても向こうの政府にやってもらふということ、何回も移住事業団並びに在外公館から向こうの政府側に交渉しておりますが、一

時向こうはブルドーザーを入れて工事を始めたのですが、そのブルドーザーが故障したために、その工事が中途でとまっています。そこで移住地の中で道路の非常に悪い地区ができて、そこに住んでいた移住者は、大体ほかの道と道路事情のいいところに行つて、現在二戸の人たちがまだそこにどまっていますというのが、われわれの受けている報告であります。

○淡谷委員 二戸ではなくて七戸まだ残っているんです。正確にいきますと、もつといるらしいのです。きのう事業団に調査してもらいました。が、大体十戸いる。ですから、二戸と十戸とはだいぶ違ふんです。

○山下説明員 移住地全体として見ると、大体十戸というのがわれわれのあれで、特に私が申し上げた移住地の中でケブラッコというところが非常に道路が悪くて、そこに入った人をなるべくほかに移していただく、その悪いところに残っているのが二戸というわけで、移住地全体としては十戸というのがわれわれの調査であります。

○淡谷委員 このケブラッコというのは、大体十戸のうち七戸残っております。そして中にはどうにもしようがなく、帰ろうと思つても旅費がないし、ひとつ向こうから追放でもされたらと思つて、どうも領事館で刃傷を起したよりの人まで出ているんですが、それを把握されておられますか。これは私、名前を出したくありませんから申しませんが、そういうことまでして移民の苦しみを訴えております。要するに帰還をするための直接行動みだになつていっているのです。こういう実情は、やはりはつきり把握されて、早く手を打ちませんか——これは青森地区の十四戸だけの問題ではない。五万人の農業移民がまだおりますから、その実態がどういふような形になつているとすれば、これはこの辺でひとつ大臣、心を入れてかえて本格的に取り組まれるか、もし農業移民は外務省では無理だといふなら農林省に移すとか何とか処置をとりませんか、また前の移民と同じ

ような悲惨な結果をもたらすと思つて、いかがでありませうか。

○愛知国務大臣 先ほど来政府委員から御説明申し上げているような点でまだ御不満のところもありませんかと思つて、実は先ほどもおあげになりましたが、青森県の工藤さんという県会議員の方が、非常に熱心に現地のみずから調査に当たられて最近も御指導をいただいております。委員からも非常に御熱心な御指導をいただいております。このことを最近も私耳にいたしまして、自分でも事情を聞いてみたわけでございまして、クビチェックの現状というものはほんとうに寒心にたえないことであらうと思つて、いままでも外務省あるいは出先あるいは事業団でも決して看過してはいたわけではございません。いままでも、それ相応に熱心に、たとえはいまの道路の問題にいたしましても何べんか折衝してきたようでありまして、けれども、何分これは先方の州の仕事であるために、向こうさんがなかなか動かないために、じいせん日をむなしゅうしたところもあるようございまして、今後そうした現地の実情については在外公館等に——そう熱心に、関心を深くしてお世話ができるようにしたいと思います。

それから一番最後におあげになりました事案も私も承知しております。たいへん不幸な事件だつたと思つて、御本人につきましては国援法が適用にならないようですから、何とかそのほかの方法で旅費を調達することはできないだろうか、こういう方については早く帰国を、御希望をかなえるようにしてあげなければいけない、かように考へておるわけでございまして、従来足らざる点がいふところにあつたようでありまして、ますますいろいろのこと気を配りまして、ひとつできるだけ御心配をかけないようにしたい、かように考へておる次第でございまして。

○淡谷委員 愛知国務大臣、私この質問は決して政府をいじめようとか、何か党派的な対立でやろうというのでございませぬので、その点は誤解がないように特にお願ひしておきますが、開拓事業

というのは国内でもたいへんむずかしいのです。国内でさえ歩どまりが非常に悪くなつて、二転、三転開拓者はかわつて実績があがらぬという事例がたくさんございまして、開拓行政全般についてこの際再考する必要があると思つて、特に海外に出た農業移民というのは内地で想像もできないような苦しみをなめておると思つて、またさまざま政府としても苦勞もあるだらうことはわかつております。特にいまお話しするような道路一つにしまして、日本の場合には日本政府を動かさばいいのですが、外国の場合は外国の政府なり自治体を動かすので、これは外務省が努力されることは絶対必要だと思つて、具体的に詰めるのが一番いいと思つて、クビチェックという地区は最初入植の場合に相手方、受け入れ側と何かはつきりした契約をとつておるのですか。たとえ道路一本を九年前も放置されておくような契約ではたよりないですね。入植条件というものがはつきりした文書で相手側と取りかわされていかどうかというような問題が残る。

○愛知国務大臣 これは具体的には事務当局からお答えしたほうがいいと思つて、やはり入るときには相当な条件ができておるはずだと思つておるのが現状じゃないかと思つて、それから、たゞいまお話しのように、私自身も、数年前のことであまりこまかいところまでは入れませんでしたけれども、ブラジルの移民の状況なども実地で勉強したのであります。ほんとうにこれは手の届かぬところが多い。それからブラジルもやはり国内の政策の転換、国内のいろいろの条件の変化でございまして、たゞえば、都市周辺ばかりが発達して、そうして取り残されたようなところは、ブラジル全体としても取り残されてしまつて、たとえ、農業にしまして、都市周辺の農業はますますいふところ、遠隔の土地では、先ほどお話しがありましたように、これはトマトあるいは養鶏、養豚にしまして、やっ

ても簡易地に対してあまりに遠隔になり、それから人口の移動も近來多いようでございますから、そういふふうな向こう自体の経済事情の変化というよりなことがからんでまいりますから、ほんとうにこれは行っている方々はお気の毒だと思えます。そこで、いま現在行っておいて非常にお困りの方々にいろいろの対策を講じてあげることには急速にやらなければなりませんし、また将来の問題としては、日本の国内事情もまた大きく変わっておりますから、移住計画については出すといいますが、出ていく前の計画が非常に具体的であり、また近代的であり、そうして向こうでも快的に仕事ができるようにお役に立つよう、そのことが一番必要じゃないかと思えます。ともすると、従来は、特に農業移民は出してやりさえすればいいんだ、言い過ぎかもしれませんが、そういう気持ちで関係の当局の中にもあつたんじゃないかろうか。これはもうこちらの事情も変わりましたし、大いに反省して前向きな移住政策というのに取り組まなければならぬ。何も農業だけに限らないと私は思います。たとえば、中小企業の団体がプラントとして出かけていくというふうなことも、こんなふうにも考えておるわけでございます。

○淡谷委員 これは移民全体としては相当広範な問題もあるでしょうが、きょうは農業移民だけに限って御質問申し上げたいと思つておられます。これは手に入ります。必要ならば、あとで提出いたします。

○山下説明員 このクビチェックの移住地については、事業団の前の海協連というのと向こうの州政府との間で契約書を取りかわしてあります。これは手に入ります。必要ならば、あとで提出いたします。

○淡谷委員 ぜひこれも資料としてお出しを願いたいと思つておられます。アマゾン地区なんです、これは直接この県に關係あると問はず、アマゾン地区というのは向こうのほう

の受け入れの責任はどこになっておりますか。

○山下説明員 アマゾン地区の場合は、先ほど申し上げましたように第二トメヤスは移住事業団が直接やっておりますけれども、それ以外のところは場所によって連邦政府が直接やっておりますし、あるところはその州の政府が経営してあるのが大体多いのでございます。州もしくは連邦でございます。

○淡谷委員 土地の所有者はだれになっておりますか、アマゾン地区は。

○山下説明員 これは当初入るときに大体地権を受けるという契約になっておりますけれども、実際に地権を受けるのははらばらの適当の時期にあつたから行なわれまして、半分ぐらいは金で買つた段階になつた人が自分の名義に変えておるといふのが現状でございます。

○淡谷委員 愛知大臣、これも大臣もたぶん御記憶にあるだろうと思つて、アマゾン地区一帯の非常な広範な土地に移民を送る場合に、農林委員会などもしばしば問題になつたのですが、たしかニューヨークの市中銀行に日本も若干投資をして広大な土地を確保するといふあれがございました。その土地を確保する目的は、日本から農業移民を送るんだというので、これは土地をただ銀行が買いたいために日本の農民を看板にするのじゃないかといふことを私もはかばかしく追及したことがございますが、あの計画はその後どうなつておりますか。私も聞いておりますが、大臣たぶんそのほうにも關係が深いのですからわかりたいと思つておられます。

○愛知国務大臣 私も率直に思つて思ひ出しました。いま御指摘のような案を考えたこともありませんが、またそれに片棒をかついたことも私もございませんが、どうもあの話はそれっきりになつたのじゃないかと思つておられます。

○山下説明員 先生のお尋ねの件かどうかあれですけれども、一回アメリカのほうの銀行から金を借りて、それが移住事業団の原資に入りまして、それを二年くらい前に返しているという経緯がございまして。

○淡谷委員 これは大臣、やっぱりおやめになつてよかつたと思うのです。もう日本の農業移民が看板になつて向こうの土地投資などに使われたのでは、実際に移民は泣く泣く泣かれぬ目にあります。思つておられます。これはおやめになつて非常に賢明だと思つておられます。今後の問題もそれに關係があるのじゃないかと思つて私もだいたい心配しました。それが残りの一つの問題点として、離脱していった人たちの行く先の追跡ですね。これは日本の内地でさえも出かせぎした人で行くのがわからないという例がたくさん出ておるのですが、向こうでもこの移住地を離脱した人が、青森県關係で十四戸入つて七戸しか残つておりません。この出て行った人の行き先は把握されておりますか。

○山下説明員 先ほど申し上げましたように、かなり成功をして、他のいいところに移つた方の場合には大体把握しておりますけれども、そうじゃない場合にはなかなか把握できない方が多くなつております。そうすると、在外公館がやつておる一般的な在留邦人の調査といふことで調べておりますけれども、ある程度はわかつております。ただし、全般ではわからない方が大部分でございます。

○淡谷委員 この農業移民なども外務省が所管するといふ必要がそこにあるだろうと思つて、これはもう国内でもなかなか追及はむずかしいので、これに、さまざま失敗が重なつて、それでなくても行くのをくわまつたと思つておられるのを、外地で追跡するのは非常にむずかしいと思つておられます。やはり責任上これはひとつはつきりしておいたほうがよいように私は思つておられます。これは当然の話だろうと思つておられます。たいへんむずかしいから、一々の把握はむずかしいだろうと思つておられます。五万何千人といふ人でのむずかしさがあると思つておられます。これは絶えずいわれてきたのですが、移民が棄民になつてはならない

い。海外へ日本の移民を捨ててくるだけではないかぬといふことがすいぶん長い間主張されておるわけなんです、今日の姿を見ますと、またしてもそういうふうなあやまちが繰り返されておると私は思われる。これでは非常に心配になりますので、この辺でひとつ内外ともに必要ですけれども、国内の開拓事業をもう一べん検討すると同時に、特に海外でさまざまな困難をなめております移民についても、抜本的に政策を立て直すか、運営を改めるか何かしなければならぬと思つておられます。大臣どうお考えでございますか。

○愛知国務大臣 先ほど申し上げましたように、いまおあげになりましたよりいろいろの点については、ほんとうにひとつの日本の移住政策の転機に来ておるわけでありまして、ここであらういろいろの意味で考え方も新たに、また過去の実績に顧みまして、改善しなければならぬ点は大いに率直に改善をしていかなければならぬ点ではなからうか。御意見の点については、私も大体御同感に考えておられます。

○淡谷委員 特にこのクビチェック地区の問題に限つて申し上げますと、郊外といつても百キロも離れておつたんじゃない、日本で考える郊外とだいたい違つておるのです。そのために、この補助の形としては、トラックを入れる、あるいはトラクターを入れておるようですが、このトラックが通る道がないといふことは、トラックがあつてもなくとも同じことなんです。むしろ道がないところをトラックをやつたものから、負傷者が出てまた失敗があるといつたような、非常に不合理な話も出てまいつておられます。これは国内の郊外地の觀念と、あの広いブラジルの郊外の觀念と、だいたい違つておられますので、その点なども入植当時から調べておかなければならぬ条件だろうと思つておられます。そのために生産資材の搬入はできません、生産物の販売はできません、そのために同じ同然の生活をしなければならぬといふ土地を持つていながらそのような状態になつておるといふことが出てきておるのです。この際、早急

に州政府と交渉をされて道路をつくらせるとい  
可能性はございますか、ございませんか。九年間  
放置されたというのですから、これは契約書を見  
なければわからぬでしょうけれども、その可能性  
はあるかどうか、見直しはいかがですか。

○山下説明員 この道路の問題ですが、われわれ  
のほうからいふん何回もあれして、向こう側で  
もやる意思を持って、ブルドーザーの機械を入れ  
て現在やり始めたのですが、それが故障で、パー  
ツが入らないということで延びているわけでござ  
います。これはパーツが入ればまた再開される  
ということになっておりますから、いずれだんだん  
よくなつていく。われわれとしてもできるだけ  
早くやるようにあらゆる努力をしていきたいと思  
います。

○淡谷委員 これは国内開拓の場合でも、第一  
件は道路なんです。北部パイロットファームなん  
かでも、非常に金をかけて道路までつくつて、そ  
れから開拓に入っているわけなんです、実際遠隔地  
の開拓地というのは、道路がなければ孤島みたい  
なものですからね。だんだんよくなるというつて  
も、九年間できなかったわけですから。道路がよ  
くなる前に移民が死んでしまったらしょうがありま  
せんからね。早急にこれは向こうのほうと交渉し  
まして、道路をつくるのか、つくらなかつたら  
もつと別なところへ移転させるといったような構  
想をお持ちになる必要があると思ひますが、いか  
がでございますか。これは大臣から御答弁を……。

○愛知国務大臣 これも全く仰せのとおりで、長  
年の間道路ができなかつたわけですから、期待し  
ておりましたもなかなか今後運ばない場合もあ  
ろうかとも思ひます。そこで、やはり改善の策  
としては、比較的道路の整備された他地区に移転  
をしてもらふということもやらなければならぬ。  
現にケブラッコ地区ですか、この場合におきま  
しては、同移住地内の他地区に転住して、現在二  
家族だけ残つておると、先ほどもこれは報告があ  
りましたとおりでございますが、そういう改善の

策もあわせとつてゐる。このことはもうやむを得  
ざる措置じゃないかと思ひます。

○淡谷委員 これはクビチエック地区に限るかと  
うか知りませんが、全体の農業移民を見た場合  
に、こういうふうに道路を他の設備が十分でな  
いところは、受け入れ側の責任者と早急に交渉し  
て、第一には便利な道路をつくつてやることが一  
つ、それがなかつたら、やはり第二には道のある  
ところへ転住させることですね。これは幾ら生産  
してもしょうがないわけですから。それがもしで  
きない場合は、やはりいまおつしやつたとおり、  
どこかもうと有利な移住地を見つけてやる。現に  
このクビチエック地区でも、ポリビアのサンファ  
ンとかあるいはパラグアイのイグアスとかブラジ  
ルのトメアスといったような、希望するような移  
住地がたくさんあるようですから、これは移民の  
諸君が死ぬ前に——もう九年もがまんしてそんな  
生活をしているのですから、ひどい目にあわぬ前  
に、早急にこれは外務省のほうでも手を入れて  
やつていただきたい。もしそれがどうしてもでき  
ない場合は、今度みたいな刃傷さしたなどの起る  
前に、日本へ引き揚げるような策も考えなければ  
ならないと思ひます。同じ貧乏にしても、内地の貧  
乏と向こうの貧乏では、だいぶニュアンスが違  
うと思ひますし、その点も政策としてはつきり取  
り上げる必要があると思ひますが、大臣、ひとつ  
お考えをお聞かせ願ひたい。

○愛知国務大臣 先ほどから申し上げてお  
りますように、いまの御心配の点を十分体して善処し  
てまいりたい、かように考えております。

現に他地区に移住するということも、実際問題  
としていろいろの事情でなかなか困難かと思ひま  
すけれども、これらについては、現在の現住地に  
おける移住者の方々の御希望もよく聞き、それか  
ら転住先の条件などもよく政府側でも調べた上  
で、円満に移転をしていただく。また、どうにも  
ならない場合には最後の措置も考えなければなら  
ない、かように考えております。

四戸の例でございますけれども、サンブルケース  
にはなると思ひます。特に工藤君という人は、自  
分の子供を向こうに送つておられますし、異例のこ  
とですが、自費で半年間、克明に歩いて、この地  
区だけじゃなくて、方々見てきた報告でございます  
ので、私まだブラジルを見たことありませんけ  
れども、信憑性のある報告だと思ひますが、ひと  
つこれを例にしまして、個人の力でもこれくらい  
の調査はして帰るのですから、政府が外務省の力  
をもつてして、現在の農業移民の実態が調べられ  
ないはずはないと思ひますから、委員会の質疑応  
答なども、言つた、答えただけじゃ意味がありま  
せんから、きょうお願ひしました資料などもお出  
しの上——あとのほうはいろいろございましてし  
ょうが、さしずめ農業移民の実態がどうなつておるの  
か、問題点がどうなのか、こういうのを全部お調  
べの上、できるだけ早く御回答願ひたい。それに  
よつて、あらためてまた大臣にいろいろお聞きし  
たいこともできると思ひますので、ひとつその点  
のお約束をしていただきたいと思ひます。大臣  
からひとつ……。

○愛知国務大臣 喜んでお約束いたします。  
それから先ほども申し上げましたように、今度  
工藤さんという方が——まだ私はお目にかかつて  
おりませんが、自費で半年もほんとうに詳細にお  
調べになつた。私も非常に敬服しておるわけでご  
ざいます。工藤さんの御意見なども、われわれも  
参考になることたくさんあると思ひますから、直  
接にもまたお聞かせをいただきまして、今後の施  
策に大いに参考にいたしたいと思ひます。

○淡谷委員 私私近頃また会いますので、その大  
臣の気持ちをお伝えしまして、ぜひそういう機会をつ  
くつていただきたいと思ひます。

いろいろ結論は出ませんけれども、現在ブラジ  
ルにおける日本の移民の実態の一端として申し上げ  
ました。今後の善処方を——これは形式的じゃ  
ない善処方を早急におやり願ひたい。  
質問を終ります。  
○藤田委員長 鈴切康雄君。

○鈴切委員 大臣にお聞きしたいことがあるので  
すが、一九五〇年の十月十七日のいわゆる三十八  
度線突破決議と国連軍の問題について少々お伺い  
いたします。

一九五〇年の六月二十七日、安保理事会決議の  
勧告決議は、国連憲章第四十二条によるいわゆる  
制裁措置、すなわち軍事的措置をとるといふ決議  
であると思ひますが、その点間違いありません  
か。

○愛知国務大臣 ただいまお尋ねの点は、国連憲  
章で申しますと第三十九条の安全保障理事会の一  
般的権能、この規定に根拠をするものという解釈  
でございます。この中の「国際の平和及び安全を  
維持し又は回復するために、勧告をし」と書いて  
ありますが、その勧告がもたらなつておる、こう  
いうふうに解釈しております。

○鈴切委員 国連憲章第四十二条によるいわゆる  
制裁措置、これに対してはどうですか、お聞きし  
ておきます。

○愛知国務大臣 それではこの点は国連局長から  
お答えいたします。

○重光政府委員 四十二条は軍事的措置でござい  
ます。これは安保理事会がまず平和の破壊ないし  
は侵略の存在という事実を決定いたしましたして、そ  
の決定しましたあとでやる行為が二つあるわけで  
ございます。勧告と決定でございます。ただいま  
大臣から御説明申し上げましたのは、現実に朝鮮  
事変に關連して安保理事会でやりましたのは勧告  
でございます。この四十二条というものは決定の  
ほうなんです。法律的に申しますと、四  
十二条の決定は朝鮮事変に關しては行なわれな  
かつた、こういうことでございます。

○鈴切委員 それでは、この決議の国連加盟国に  
対する拘束力はどうかということになりますか。

○重光政府委員 この安保理事会の決議でござい  
ますが、これは三十九条による勧告でございます  
から、この安保理事会の決議そのものがいって  
おるように、加盟国に対して要請をしておるわけ  
でございます。したがつて、国連軍として朝鮮に軍

隊を派遣しました国は、その要請を受諾して、すなわち勧告を受諾して出した、すなわち安保理事会の決定によって、その法的拘束力を受けて出したということではないのでございます。

○鈴切委員 それであるならば、結局、結論としては、義務的であり、勧告決議は強制力はない、この判断が正しいわけですね。その点……。

○重光政府委員 勧告そのものとしてはおっしゃるとおりでございます。

○鈴切委員 一九五〇年十月七日の、いわゆる三十八度線突破決議といわれる総会決議がありま

す。一般論として総会決議の加盟国に対するところの拘束力はどのようになっておりましたか。

○重光政府委員 一般問題といたしまして法的拘束力はないと、勧告的な性格のものでござい

ます。

○鈴切委員 そうしますと、総会の決議というのは、勧告的なものであつて、実際には拘束力はない、このように判断していいわけですね。その点……。

かし法的には三十八度線を越えて行動するといふ道義的裏づけを行なつたというふうには私どもは解釈しております。したがつて、法的にこの総会が安保理事会の権限を侵して法的な決定を行なつたというふうには解釈していいわけではござい

ます。

○鈴切委員 総会は軍事行動をとるといふ権限はないわけでありませう。国連憲章第十一条の二項の解釈からすれば、これは当然出てくるわけでは

ありません。総会は紛争問題や平和を維持する問題を審議する機関であつて、当然三十八度線突破という重大な内容を持つた決議は総会におい

てはなし得ないという結論になると思ひますが、その点の判断はどうでしょうか。

○重光政府委員 法的に総会が決定をなし得ないといふことは、お説のとおりだと思ひます。

○鈴切委員 一九五〇年の六月二十五日、同二十七日、七月七日の決議は、それぞれ安保理事会で

ありました。しかるに突如として十月七日の決議が総会でなされた。それは、前の三つの決議の際には、ソ連が安保理事会を欠席していたためでありまして、その後、ソ連が再び出席するようになつたので、安保理事会での決議が不可能となつたため、アメリカは総会を利用することになつた、私はそのように判断しております。だから、アメリカは、前のように総会において、本来ならば安保理事会でなされるべき事項を総会において強引に決議することになつたのではないかと、そのように見るのですが、その点については、どのように御判断なさいますか。

議ができず、その機能が停滞する場合には、総会は国際的平和のため、軍隊の使用も含む措置について適当な勧告をする決議を行なうといふものであります。しかし、この平和のための結果決議については、安保理事会の権限を侵害するものとして、いろいろの論議がなされておるわけでありませう。しかし、この平和と結果決議を一応認めたとし

ても、この決議は、三十八度線突破の十月七日の総会決議が行なわれたから、あつた時点における三十八度線突破決議は、安保理事会の権限を侵し、総会に与えられた権限外の事項を決議したものと

して、違法性の疑いがある、このように思われるのですが、その点いかがでしょうか。

○重光政府委員 いままで申し上げましたとおり、また先生が御自身でおっしゃいますと、総会に、総会の決議は勧告でございます。そして勧告をするのは、国連の機関として権限を持つておるわけでございます。したがつて、同じ内容のもの

を安保理事会の決議で決定した場合、法的拘束力が生じてくる。しかし同じ内容のものを総会でやれば、それが勧告になるということではござい

ますから、理事会の権限を総会が侵した、あるいは総会が持つていない権限を決議した、そういうことにはならないと考へます。

○鈴切委員 それでは、一九五〇年の六月二十五日、二十七日、七月七日の安保理事会の決議及び十月七日の総会決議は、今日もなお効力を継続しておる、そのように判断をされておるか。決議の効力の継続性については、いろいろと論議のあるところでありませうけれども、政府の見解はどのよう

にされておるか、その点について……。

も、その武力行使に関する事項は、休戦協定の成立によって事実上消えている、こういうことにな

るものと考へております。

○鈴切委員 昭和四十三年の四月十六日の外務委員会において、私の同僚の伊藤委員から、六月二十五日、二十七日の決議は死んでゐるのではないかと、そういう質問に対して、三木外務大臣は、休戦協定ができただけであるから、三十八度線を越えて国連軍が行動するときには、新たな安保理事

会などによる決議がなければ、休戦協定ができているのに、またこの決議によって三十八度線を越えることはできないと答弁をしております。また昭和四十三年三月二十九日の予算委員会における私の質問に対しましては、佐藤条約局長も、今後もし朝鮮で何らかの動乱が起こるような形になりますれば、おそらく総会としてはもう一度何らかの措置をとらざるを得ないと思つて答えておられます。そうすると、当時の一連の安保理事会及び総会の決議の効力は、事実上もはやないとい

ふことになると思つておりますが、その点について。

○重光政府委員 この軍事行動に関しては、休戦協定の決議、これは休戦協定によつて事実問題がずいぶん変わつてゐるということからくる問題だと思ひますが、厳密に申しますれば、かりにこの五十年六月の安保理事会の決議で三十八度線を突破してもいいといふこと……いいといひますか、軍事行動ですから、そういうことになつた。ところが御承知のように、休戦協定は、厳密に申しますれば、三十八度線ではないのでござい

ます。御承知のように、韓国のほうは、東のほうは三十八度線を北のほうに置いておるわけでありませう。西のほうは反対でございませう。しかし、これらの事態といふものは、休戦協定で、いまの休戦ラインを中心にして戦闘行動を停止するといふことになつて今日になつてきておるわけではござい

ますから、その点は、主として休戦協定によつて、軍事行動に関する部分に変更されておる、こういうふう



**○鈴切委員** 四月の十六日の衆議院の外務委員会  
で三木外務大臣は、こうも言っておられます。すなわ  
ち、要するに休戦協定ができたから、軍事行動に  
対しては、やはり新たな決議でもなければできな  
い——これはわかりますね。しかし他の項目に対  
しては、死んでいられるとは思えない。ところが、い  
まおっしゃったそれに対しては、やはりその決議  
というものは生きていられると言っておられます。と  
ころが重光閣内局長は、休戦協定ができました以  
後は、軍事行動については、それまでの決議の内  
容、すなわち軍事行動に関する決議の部分は、法  
律的にないものになっている、しかし、それ以外  
のこと、軍事行動以外のことは生きていられると  
しゃっておりますが、これは政府の確定解釈です  
か。その点についてどうですか。

**○愛知国務大臣** これは政府の確定解釈と聞いて  
いただいでけっこうでございます。

**○鈴切委員** では、六月二十五日、それから二十  
七日、七月七日、十月七日の各決議のうち、どの  
事項が無効になるか、その点を明示していただき  
たい。

**○愛知国務大臣** 休戦協定以外の部分であります  
が、この点のこまかい点については、局長からお  
答えさせていただきます。

**○重光政府委員** この条文について、一々ここで  
この字が生きている、この字が生きていないとい  
うことを申し上げる用意がございませんが、たと  
えは最近まで、去年もそうでございますが、朝鮮  
半島の問題で平和的手段による統一を目ざすんだ  
というふうな部分は、当然休戦協定後も生きてお  
るわけでございます。御質問でございますが、こ  
のあげられました三つの決議案の前文も本文もご  
さいませけれども、一々についてこの字はどうだ  
というのをいま直ちに申し上げる用意はないの  
でございますが、御了解願います。

**○鈴切委員** 休戦協定ができました以後は、軍事  
行動についてはそれまでの決議の内容、すなわち  
軍事行動に関する決議の部分は法律的にないもの  
になっている。しかしそれ以外のこと、軍事行動

以外のこととは生きていられると言っておられるわけ  
ですから、それについて政府の確定解釈である、そ  
ういうふうないまお話がありました以上は、いま  
ここで直ちにそのことが言えない状態であれば、  
どうかひとつ政府として確定解釈の上に立つて、  
六月二十五日、二十七日、七月七日、十月七日の  
各決議のうち、どの事項が無効になるか、その点  
をはっきりして私に示していただきたい。その点  
を委員長にお願いいたします。

**○重光政府委員** この点はいままで申しましたよ  
うに、軍事行動に関連のあるものは全部死んでお  
る。関連のないものはそのまま生きておる。そこ  
で各字句に対して、この字はどうだということ  
は、これはなかなかむずかしい問題で、軍事行動  
に関連したものは死んでおるといふことで御了解  
を願えるのではないかと私は思いますが、いかが  
でございますでしょうか。

**○鈴切委員** 軍事行動に関するものは死んでい  
るというのをあなたがおっしゃる以上は、少なくとも  
この条項とこの条項との条項は、これは死んで  
いるんだ、条項は条項によってすべて判断され  
るという一つの見解にせめて立つならば、それ  
を拡大解釈しながら、それが拡張されるというよ  
うなこと、そのつどそのつど政府の考え方が違  
うというふうな状態であつてはならぬわけですか  
ら、その点についてあなたがおっしゃる以上、お  
っしゃっている以上、少なくともその点については  
統一した見解を示していただきたい、その点をお  
願ひしておきます。

**○重光政府委員** おことばを返すようなことで申  
しわけないのですが、先ほどから申しますように、  
この決議というものは決して法律でも条約でもな  
いわけでございます。また法律的效果を持った文  
章でもないわけでございます。したがって勧告で  
ございませから、その勧告の文章をどれが死んで  
おる、どれが生きておる、条文を一々当てるのは  
普通やらないことでございますし、技術的にも非  
常にむずかしい問題でございますから、武力行使

に關係のない部分だけが生きておるといふことで  
御了解を願ひたいと思ひます。

**○鈴切委員** そういふあいまいなことでは私は承  
知できないわけでありませう。いろいろあなたが  
三木さんが答弁をされた内容、それから伊藤委員  
に対する答弁の内容等をいろいろ検討してみます  
と、非常に食い違いがある。そういうところから  
考へて、拡大解釈されるということも十分考へ  
られるので、その点についてはやはりいまここで  
私はすぐにとれどれどれはどうかということ  
は申し上げませんけれども、少なくとも軍事行動  
をとるといふものについては死んでいられると  
以上、死んでいられるものについてははっきりしな  
ければ死んだらちに入らないわけですか。生きてい  
るか死んでいるか中途はんばではわからない。あな  
たが死んでいると言ひ以上は、死んでいられるもの  
何と何が死んでいるんだということを明らかにし  
てもらいたい。——じゃ、次にいきます。

もし国連軍として軍事行動をとる場合は、再び  
新たな決議を必要とするならば、現在の国連軍は  
すでに戦闘を目的とする軍隊の機能を失つてい  
るばかりでなく、戦闘行動はできないわけござい  
ます。とするならば、現在戦闘を任務とする韓国  
にある軍隊はアメリカ軍そのものであるが、もは  
や国連軍として韓国にもまた日本にも在留する理  
由はないのではないかと。そういうふうに考へるの  
ですが、その点についての見解をお願いいたしま  
す。

**○重光政府委員** 休戦下にいまあるわけござい  
ますから、北鮮も韓国側も戦闘行動をすることは  
できないわけでございます。国連軍も当然ござ  
います。しかしこれは、完全なる平和状態ではな  
いので、国連軍の存在というものはまだ続いてお  
ります。事変当時は十六カ国の軍隊が現におりま  
したが、いまは連絡將校その他で、アメリカ軍、  
たしかタイの軍隊が一部おると思ひましたが、そ  
の程度で国連軍を形成しておるわけございま  
す。実際問題として、アメリカ軍以外の戦闘部隊  
というものは非常に縮小されておるけれども、し

かし朝鮮半島における、国連軍としての休戦下  
における任務というものは、そのまま持ち続けてお  
るわけでございます。

**○鈴切委員** そうしますと、いまあなたのおつ  
しやる現在の国連軍は、もうすでに戦闘を目的と  
する軍隊の機能を失つておるわけですね。そうで  
あるならば、戦闘行為はもうできないわけですか。  
すると現在戦闘を任務としての韓国にある軍隊と  
いうものは、たとえそれがわすかであらうとも、国  
連軍であるという状態であるならば、これは韓国  
にもまた日本にも在留する理由はない、このよう  
に私は判断するのですが、その点についてもう一  
度。

**○重光政府委員** いまお話のありましたように、  
休戦下における軍隊としての任務は持つておるわ  
けです。たとえ休戦協定の違反行為に対する措  
置とか、そういうものは当然持つておるわけござ  
います。そして休戦下における国連軍の任務と  
いうものは持つておるわけでございますから、当  
然国連との関係におきまして、国連軍として韓国  
に駐在しておるといふ、法律的な根拠を持つてお  
るわけでございます。

**○鈴切委員** どうもその点がはっきりしないので  
すが、それでは日本にいる、要するにアメリカ軍  
は日米安保による在日米軍、それから米韓条約に  
よるアメリカ軍、韓国にいるのは米韓条約による  
アメリカ軍そのもの以外ではあり得ない、私はそ  
のように判断しておりますが、その点についてど  
うでしょうか。

**○重光政府委員** 日本との関係におきましては国  
連との関係、それから国連軍の地位に関する協定、  
これがございます。したがって、米韓条約その他  
は、日本と関係ないわけでございます。日本とい  
たしましては、ただいまあげましたような法律的  
関係から、国連軍としてわれわれは見えておるわ  
けでございます。

**○鈴切委員** 私のほうの考え方からいいますと、  
現在の国連軍というものは、戦闘を目的とする軍  
隊の機能を失つておるばかりでなく、戦闘行動は

できない。とするならば、現在戦闘を任務とする韓国にある軍隊は、もはや国連軍として韓国に、また日本にも在留する理由はないという判断ですね。そうした場合に、国連軍は当然撤退をして、その後あらためて国連の安保理事会または総会において、休戦監視団またはそれに類した組織を決議して、これを派遣すべきである。そういうように私のほうは考えておるのですが、現在のよ

うに、アメリカが国連の司令官を任命したり、アメリカのもとにある統一司令部を設置するといふような国連軍は廃止をして、事務総長の指揮監督のもとに置かれるのがより一そう国連の精神に沿ったものといえるのではないかと。現在の反共国連軍は国連精神にもとるものである。この間も、愛知外務大臣が言われましたように、国連憲章の中に敵国というふうなことがあるということ、これは国連憲章の精神には非常に沿わないということについては、受田委員からもお話があったとおりであります。現在の反共国連軍は国連精神にもとるものであり、またこのこと自体が、結局南北朝鮮の敵対感情を薄らいでいくことに役立つていくんじゃないか。もしアメリカが米韓相互防衛条約によって韓国に軍隊を置きたいというのであるならば、それはアメリカ軍そのものとしてとどめておくべきではないか。しかし私は、それは国連軍ではないという判断に立っておるのですが、その点について。

○重光政府委員 先生の御意見は御意見として、一応そういう意見があるというところは私もわかっておりますが、しかし現実問題として、国連軍というものについて毎年の国連総会においては、結論として大多数の賛成をもってその維持が決議されておるわけでありまして、それからまた、日本といたしましては、いま申しましたように国連軍との関係、法律関係もございまして、したがって、それを前提として、いまある韓国におけるアメリカ、またタイ国——タイにもございまして、これらの軍隊は国連軍であるという立場にならざるを得ない。また、それ以外にこれを解釈する方法はないわけでございます。

○鈴切委員 ジャ、日本にありますところのアメリカの軍隊は、国連軍であるかあるいはアメリカ軍であるかという関係についてはどうですか。アメリカ軍か国連軍か、どつちかということ。

○佐藤(正二)政府委員 これは私からお答えしたほうがいいかと思いますが、日本におきます米軍に對しましては、わかりやすく申し上げますならば、国連軍と米軍と両方の艦札を持っていると申しますか、両方の性格を持っている軍隊が一部にある。こういうことは言えると思います。ただ、米軍に關して、日本においてどういふもので規律しているかという点から見ますれば、これは全部安保条約及び地位協定という、あの一連の協定によつて規律されている、こういうふうには御了解願いたいと思ひます。

○鈴切委員 どうもその点がはつきりしないので、それじゃ具体的に伺ひたいです。それじゃ、たとえば板付から韓国に飛んで行った瞬間に国連軍になるのか、あるいはアメリカ軍それ自身が国連軍であるのか、あるいはどのようになら置をとつたときに国連軍になるのか、その点について一つ一つ明らかにしてもらいたい。

○佐藤(正二)政府委員 先ほど申し上げましたとおり、国連軍と米軍との二枚艦札という非常に卑俗なことばでございますが、そういうふうな性質を持っておられますが、そういうふうな性質を保持しておられますが、これは法律関係から申しますと、——そういうふうなことを申しますのはあまり意味のないことではございまして、日本におきます米軍につきましては、全部安保条約の系統で規律しておりますものでございまして、そのところ、日本における法律関係を申しますれば、いわゆる安保条約下における米軍というふうな御理解願つてけっこうなものでございまして、ただ、いわゆる性格と申しますか、普通の法律的关系を除きまして、性格的に考えれば二枚艦札を持っているというふうにお考えを願ひたいと思ひます。

○鈴切委員 その二枚艦札というのはまことに不明朗なことでありまして、常に都合のよいほうに解釈されますので、いま私が申し上げましたように、第一点の板付から韓国へ飛んで行った瞬間に国連軍になるのか、またその点を御願ひをいたします。それから次は、アメリカ軍それ自身が国連軍であるのか。

それからどのような処置をとつたときに国連軍になるのか。これについて明快な答弁をしていただかないと、二枚艦札で都合のいいようにそれをすり変えられては、とてもじゃないけれども、国民は安心していられないわけですから、いま申し上げた点だけでけっこうでございますから、お願ひします。

○佐藤(正二)政府委員 板付から飛び出すという……。

○鈴切委員 たとえての話ですが。○佐藤(正二)政府委員 もちろん仮定の問題としてお答えいたしますが、これは飛び出すときの日本の中でのいろいろな規律と申しますか、これは米軍とお考えになつてけっこうでございます。したがつて、何かそういうふうな事態が起りましたときに、事前協議の問題ももちろんかかります。それが向こうに行つたときにどういふふうになるかという問題は、これはむしろ何と申しますか、日本の法律関係とは関係のない問題でございます。米軍自身が軍の規律上、国連軍司令官の指揮下に入るか入らないかという問題でございます。むしろ日本の法律関係から申しますと、日本から出るとききの法律関係は、全部安保条約のことと規律をされますから、それから先の話はどういふふうになりますか、これは米軍のほうの軍の規律と申しますか、軍の中の構成といつたほうがよろしゅうございませうか、そういうふうなものできめられるものだ、そういうふうな私に御願ひしております。

○鈴切委員 そつと申しますと、一点の板付から韓国に飛んで行った瞬間に国連軍になるかという点についてちよつと要約いたしますと、日本の国に

いる間は在日米軍として日米安保条約のもとに置かれる。ところが、日本の領空を去つたときには、直ちに国連軍にもなり得るといふ判断に立つてよろしゅうございませうか。

○佐藤(正二)政府委員 その国連軍にもなり得ると申しますところが、そのとおりでございますが、なり得るかなり得ないかという問題は、むしろアメリカのほうの関係でそういうふうな関係が出てくると思ひます。

○鈴切委員 それはアメリカのほうでそれについてはあれするにしても、いまそれはあり得るといふことの判断に立つておられる。それじゃ、アメリカ軍それ自身が国連軍であるかどうか、この点について。

それからもう一つは、どのような処置をとつたときに国連軍になるか。これを、たとえば陸軍の場合、海軍の場合、特に空軍の場合においてはどういふふうな考え方に立つておられるのか、その点について。

○佐藤(正二)政府委員 アメリカ軍それ自身が——私了解いたしますのは、日本におきますアメリカ軍それ自身がという意味だろうと了解いたしますが、これもアメリカのほうの、何と申しますか、構成の問題でございまして、全部が全部、日本におきます米軍が、国連軍司令官の指揮下に入つておるとは私は考えておりません。むしろそれ自身が色分けされようと、日本とアメリカとの関係におきましては、同じ安保条約の規律下に入つておられますから、その区別と申しますのは、法律的にはあまり意味のない区別だと私考えております。

○鈴切委員 いや、法律的には意味がないにしても、国連軍の行動となるけじめがはつきりしていいないわけでは、そこにやっぱり大きな問題があると思いますので、陸軍の場合とかあるいは海軍の場合、特に空軍の場合、こういうふうな状況が起きたときには、国連軍の行動をとるのだという、そのけじめをやはりはつきりとした際お答えをいただきます。



たい、そう思うのです。その点をはつきりしませんと、これは事前協議の対象等の問題についても、非常に重要な一つの役割りをなして行くわけですから、この点について。

○佐藤(正二)政府委員 けじめとおっしゃいますと、非常に抽象的にしかお答えできないと思うのでありますが、国連軍司令官の指揮下に入ったときが国連軍になったとき、とこいうふうな非常に抽象的なお答えしかできないと思います。事前協議のときにちよつとおっしゃいましたが、事前協議に關しましては、全部安保条約でやりますから、国連軍になりましよう、ならなくても同じこととさせていただきます。

○鈴切委員 それでは、あなたはどのように抽象的なことをおっしゃいましたので、では私は具体的にひとつ申し上げたい。

現在もアメリカの軍用機が韓国を往復してありますが、これは米軍としての行動であるか、あるいは国連軍としての行動であるか、その点について。

○東郷政府委員 いま往復しておりますという飛行機はちよつとどういふ飛行機かわかりませんが、韓国にありま米国の陸軍、空軍というふうなもの、統一司令部としての米国のものに置かれた、すなわちそういう意味で、これは米軍ではあります、同時に国連軍という地位を持つておるものだと私は思いますが、国連軍に属する米国の飛行機が日本に来るといふ場合には、先ほどから条約局長が申しておりますように、安保条約、地位協定の系列に入るわけでございます。

○鈴切委員 そうしますと、たとえば韓国を往復しているところのアメリカの軍用機が日本の領空に入ったとたんに、今度それは安保条約の中に置かれた行動になる、とこいうことなんですか。

○東郷政府委員 さようでございます。

○鈴切委員 プエブロ及びエンタープライズの日本海における行動は米軍としての行動であつたかまたは国連軍としての行動であつたか、そのどちらですか。

○東郷政府委員 これはアメリカ側の問題でございます、当時エンタープライズなりプエブロなりを国連軍の指揮下に置いたかどうかという問題でございます、これはその点アメリカはいずれとも発表しておりません。

○鈴切委員 あなたはいまそのことについてどのように判断されておるか。それが在日米軍であるかあるいは第七艦隊であるかどうかであるか、その点についてあなたはそのようにお考えになっておられますか。

○東郷政府委員 在日米軍という観念は安保条約ではないわけでございますが、いずれにいたしましてもエンタープライズなり—プエブロは日本に来たことにはないと思ひますけれども、そのような米国の軍艦は日本に關する限り安保条約の系列に入る問題だと思ひます。

○鈴切委員 外務大臣、日米安保条約によつてわが国における米国の軍隊と、たとえアメリカ軍であつても、国連軍とは明らかに目的及び性格を異にしているわけですか。先ほどから一個の人格が二面の性格を持つていふふうなことを言つておられますけれども、一個の人格が二面の性格を持つていふことはできないはずであります。そのような二重性格は結局は御都合主義に流れてしまふといふふうに思ひますが、その点について外務大臣はどのように考えられますか。

○愛知国務大臣 これは従来から、また今日政府委員からお答えいたしましたとおりでございます、日本に關する限り、日本におります米国の軍隊、これは日本とアメリカとの関係におきましては全部安保条約の適用下にある。適用下といふことは法律用語ではないかもしませんが、これと、いま政府委員が申しておりますような系列下にあるといふことは、日本とアメリカとの関係におけるところの日本にあるアメリカの軍隊といふものは全部安保条約のものにある。したがつて、交換公文その他の了解あるいは地位協定というものが全部アメリカ軍隊にかぶる、とこいうふうにご考へておるのが政府の見解でございます。

○鈴切委員 去る四十三年四月十六日の外務委員会において、私の同僚の伊藤委員の、朝鮮問題について休戦というの、平和条約でないかという質問に對して、重光国連局長は「平和条約ではなくて、休戦状態を始めた協定でございます。完全に言へば、まだ戦時でございますが、——この「戦時」といふところはちよつと問題かと思ひますが、「まだ戦時でございますが、戦闘行為が行なわれていない戦時であつたといふこととさせていただきます。」と答弁をしておられます。

第一にお尋ねしたい問題は、この「戦時」といふのは国際法上の戦時であるかどうかという問題についてお伺ひいたします。

○愛知国務大臣 これも先ほど国連局長からお答えしたとおりのことと思ひますが、と申しますのは、休戦協定はできた、しかし平和な状態ではない、これは歴史的にもよくあることだと思ひますけれども、つまり平和条約あるいは講和条約等が結ばれておるわけではございませんで、休戦の協定ができたという状態がいままで続いております、したがつて正常な姿ではない、とこいう意味で国連局長が昨年申上げたのだと思ひます。

○鈴切委員 中川条約局長は、ベトナム戦争は宣戦布告がなされていないから戦争法による戦争ではないと言われております。だから戦争法規の適用はされない、中立法規の適用もないのだといふ答弁をされております。朝鮮戦争も宣戦布告はなかつたわけでありまして。しかるに、朝鮮戦争については、たとえ国連軍の行為であつても、戦時であり戦争法規の適用があるといふのに、北ベトナムは戦時ではないかと思ひます。その点については、重光国連局長と中川条約局長とのいすれが正しいのか、外務大臣に答弁をお願いしたい。

○佐藤(正二)政府委員 大臣から御答弁することかもしませんが、先生御承知のとおり、第二次大戦以降いわゆる戦争という観念が国連憲章においてなくなつたと申しますか、いわゆる従来の国際法における戦争という観念が自衛の戦争といふものに限られてしまつたわけでございます。したがつて、戦争法規と申します中いろいろな問題があるのでございますけれども、たとえば、ジュネーブ条約、ジュネーブでつくられた捕虜の關係だとか、文民の關係だとか、戦闘行為が行なわれたときに、種々人道的な問題がございます。戦闘行為が行なわれているときに両敵當事者が守るべき準則、とこいうふうなものに對しては当然いわたる戦争法規と申しますか、従来いわたつておりました戦争法規といふものが適用されるということになります。昔のいわゆる戦争、宣戦された戦争といふふうな観念はなくなつたわけでございます。それは一番もとのところからいまして、ベトナムの問題にいたしましては朝鮮の問題にいたしましては、侵略がありまして朝鮮の問題にいたしましては、侵略がありましてそれに對して自衛権が発動されたといふふうな観念にいたしております。中立とかなんとかいふやうな旧来の戦争法規といふものは、この際いわたるベトナム戦争にいたしましては朝鮮戦争にいたしましては、そのまゝ適用されないといふふうにご考へ、国連憲章下において考へる場合にはとこいうふうにご考へるべきじゃないかと私は考へております。したがつて、重光君が前にお答えいたしました、戦争法規といふやうなものはいわたる戦闘行為が行なわれまして、休戦の形につきましてまだ最終的な平和的な解決が行なわれていない状態、とこいう意味で重光君のお話になつたと思ひます。中川さんのお話の場合にもとこいうふうなものが頭の裏にありまして、戦争ではないかといふ観念で、重光君、ことばが違ひましたが、非常に誤解を受けるところがあるかもしませんが、考へ方としては同じ考へ方じゃないかと私は考へております。

○鈴切委員 どうもいまお話を聞いてみると、さつぱりすつきりした御答弁でないわけでありまして、その点について、いま私が申し上げました重光国連局長と中川元条約局長の矛盾について、外

務大臣はこうなんだという決定版をひとつこで出していただきたい、こう思います。

○愛知国務大臣 いまも条約局長から申しましたように、私どもは両方の答弁は矛盾していないと思えますけれども、念のために私から申し上げます。

私は条約とか法律の解釈あるいは国際法というふうなもの全部ではございませぬけれども、常識的に政治家としてこういふふうに理解しております。

たとえば、長い間統一しておりました戦時国際法というふうなものに基づいて、戦争というものは宣戦布告をもって始まるものであって、それを前提として戦争ということばがずっと使われておったと思えますが、そういう意味においての戦争ではない。これは現代におけるいわゆる戦争というもの形が、いまも説明がありまますように変わってきているのではなからうか。したがって、旧来の戦時国際法の意味での戦争ということばでは律しられない状態を両君とも意味していたのではなからうか、こういふふうに私は考えます。

したがって、現在の朝鮮半島における状態というのは正常な状態ではない。これは常識的にいえば戦争だと思えます。それからベトナムの場合におきましては、従来慣行されておったような国際法的な意味からいえば、戦争ということばは使ふにはなじまないかもしれないけれども、しかし事実上、現代人のお互いの感覚からいえば、私はこれは戦争というて間違いない状態である。私の申しますのは常識でありあるいは政治家としての意見であつて、これを条約論的にどういふふうに説明するかというところは専門家にまかしたいと思ひますが、私の考えはこうであり、また政府全体も政治の問題としてはかように理解しておると申し上げてよろしいのではないかと私は思ひます。

○鈴切委員 そろそろと、ベトナムにおきましてもまた朝鮮におきましても、やはり関係性は同

じである。厳密に言えば戦時である、こういふふうな解釈でよろしゅうございませぬか。

○愛知国務大臣 厳密なおつしやられますと、それは国際法学者がどういふふうに説明するかというところも含むかとも思ひますから、私の申しますのはそういう意味では厳密でないかもしれませんが、常識的にわれわれお互い世界じゅうの人がベトナム戦争ということばも堂々と使ひ、またそれがだれからもおかしく思われていない状態でございますというところを常識的に申し上げたわけでありませぬ。

○鈴切委員 それでは重光国連局長にお伺ひいたしますが、朝鮮において戦時が完全になくなり、通常の状態、すなわち平時になるとはいかなる手続を必要とされるか、その点について。

○重光政府委員 御承知のとおり、朝鮮半島の事態は分裂国家同士の間でございませぬ。したがって、これがどういふ状態になったときに完全なる平和状態になるかというところは、一つの問題点であらうと思ひます。国連の側から申しまして、国連軍でございませぬが、国連の朝鮮半島における活動、ことに休戦状態における活動というものが全部なくなつて、国連がかりに、朝鮮半島には平和が訪れたのだから、特に平和維持のために国連が活動する必要はもうないかと判定する、こういうことも将来の問題として一つ考えられるのではないかと思ひます。そういう状態になった場合には、休戦状態がまだ続いているかどうかという点は大いに疑問であらうと思ひます。と申しますのは、問題は、普通の場合には休戦協定のあとには平和条約でございませぬ。しかし、分裂国家同士の平和条約という観念はいままであまりないのでございませぬ。したがって、平和的な統一で問題が解消するか、あるいはその前の段階におきまして、いま申しましたように、朝鮮半島には完全なる平和状態ができたのだという判定が国連の側から行なわれる、これも一つの考え方はないか、こういふふうに考えております。

○鈴切委員 私はあの休戦協定が成立したあととは

法的には平時に返つた、そのように理解するのであつて、国連といへども干渉する余地はないはずであります。憲章第二条の第七項は内政不干渉の原則を明確にしておりますし、アメリカ政府と日本政府がいろいろに、再侵略を防止するというのであれば、あらためて別の決議を国連において行なう必要がある。だから、休戦協定が成立した後には一九五〇年の屢次の決議はもはや失効してしまつてゐる。その当時の決議に基づく国連軍がそのまま無期限に残留する法的根拠はないはずになつてゐる。もつとも米韓条約による米軍の駐留とは別の問題であります。ただし、この軍隊は国連の旗を立てることはできないはずで、その点についてお答えいただきたい。

○重光政府委員 この問題は先ほどお答え申し上げたことと繰り返しの問題でございませぬけれども、しかしとにかく国連において、毎年の総会で圧倒的多数で国連軍というものの存在及び活動が支持されておるといふこと、それから法律的關係から申しますれば、国連の關係と国連軍の地位に關する協定という關係で認めておることからいって、日本の立場からいいますと、それから国連全体の立場から申しますと、現在の国連軍というものは休戦下における任務を持つ軍隊として認められておる、こういふふうに解釈いたします。

○鈴切委員 三木前外務大臣、重光国連局長も言明しておられますが、休戦協定が成立し休戦が実現したのであるから、屢次決議のうち軍事的事項はもはやすべて失効している、これは先ほど言われたとおりであります。とするならば、国際連合軍隊の地位に關する協定第二十四条の「すべての国際連合の軍隊は、すべての国際連合の軍隊が朝鮮から撤退しななければならない日の後九十日以内に日本国から撤退しななければならない」との規定によつて国連軍は撤退するのが当然になつてくるわけでありませぬ。したがって、同二十五条の「この協定及びその合意された改正は、すべての国際連合の軍隊が第二十四条の規定に従つて日本

国から撤退しなければならぬ期日に終了する」という規定によつて、国際連合の軍隊の地位に關する協定はすみやかに失効させるのが当然ではないか、この点についてひとつ御意見を伺ひたい。

○愛知国務大臣 すべて詳しく御承知のとおりでございますから、いま私からこういふことを申し上げるのも不必要なことかと思ひますが、試みに一九五三年七月二十七日に板門店で署名された休戦協定をあらためてごらんいただきます。その中の前文には、「最終の平和的解決を達成するまでの間」という文句がございませぬ。それまでの間個別的に集團的に、また相互に次の条項に掲げる休戦の条件を受諾し」といふのがこの休戦協定の内容でありませぬ、したがって、いま最終の平和的解決の達成がされてない状況である、こういふふうに理解してよろしいかと思ひます。なお、この休戦協定の当事者は朝鮮における軍事休戦に關する、一方国際連合軍司令部総司令官、他方朝鮮人民共和國軍最高司令官及び中国人民義勇軍司令、これが両方の当事者でございませぬ。したがって、こういふ關係やあるいはその後毎年の国連の總會の動向、決議等に徴して、いままだこの關係相互間、あるいはこれに關する国連全体が最終的な、平和的な解決をまだ見るに至つていない状況であるといふことは、あらゆる機会に關係者が認識してゐるわけでございますから、私どももそれと同様の見解を持つてゐる、これが日本政府の態度でございませぬ。

○鈴切委員 これは在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案、設置法に關係する問題でありますので、少し触れておきたいと思ひますが、在外公館に勤務する外務公務員の給与改定については、「物価の上昇を勘案し」、「各手当の額を合理的水準に定めるとともに、地域間の格差を是正する」とありますけれども、物価水準の算定の基礎をどこに置いてこれを考えられるのか、これについてお伺ひいたします。



の間の給与というものは、もう十何倍も開いている。こんな大きな格差がある。それだけ人間に差をつけておるのが日本独特の制度で、これは外交官が一番よく知っている。

私は過去久しきにわたって在勤手当について終始海外に勤務している人の実態に即した改正をしてもらいたいと要求してまいりましたが、三十六、七年に改正をされて、さらに四十一年に、そして今回三年目の改正をされる、こういうことです。これはできれば毎年改正されるのが筋であって、まとめて改正されるというのは筋ではないと思っております。そこを、今後毎年できるだけ国情に応じて、諸外国の実情に応じて改定されるのが実態に即すると思うが、どうか、これが一つです。

それから下級者をもっと優遇してもらわなければいかぬ。理事官や書記官の初叙の人などは非常に低いのです。これをもっと引き上げていく感覚をここでつくるべきだ。これをもっと具体的に御検討をお願いしたい。私は、あとから、法案がおつてからでも、便宜ちよつと外務省にこの問題は相談します。

それからもう一つ最後に、在外公館に勤務する職員と、在外におる日本人と、その子弟がだんだんふえる。これからどんだん国際交流が多いから非常にふえます。そのふえる子弟の教育について海外における学校というものを、一応これを文部省の学校教育法による小学校、中学校というようなものにしても、それに当てはまるような法改正を必要とする。また、そこへ勤務する職員がいない、その先生がいけない。そこで、外務省の教職員という制度をつくって、在外学校に勤務する教職員は公務員の身分を確保して、そうして在外公館の教職に当たるといふかっこうで、私立の学校へ勤務してもいいわけです。身分がはつきりしておれば人事の交流もできる、人材も海外へ行ける、外交官の子弟の教育に対する道が開ける。それをお答え願って質問を終わります。

○愛知国務大臣 たいへんごもつともな、また御激励をいただいで感謝申し上げます。

昭和四十四年三月五日印刷

今度のこの改正案につきまして率直に私申し上げますと、一つは子女の教育手当というものをぜひ実現したかったのが、これができなかったことでありました。その点につきましては、ただいまの学校教育法の問題とあわせて今後前向きに実現するようにいたしたいと思っております。どうか御協力をお願いいたします。

それから毎年やはり実態調査をいたしまして、これは内地におきましても人事院報告が毎年出されておる、こういうようなことと照合してみましても、ぜひ在外勤務者に対しまして、毎年実態調査をやりまして、できれば年ごとに改正するのが本筋であろうと私も考えております。

それから上下の格差につきましても、私も御同感でございます。ただ在外公館ということでありますから、今回も若干の改定をしていただきますが、公館長あるいは公館長のすぐ次席とかいう立場にある人は、やはり外交機能を活発にするという意味でも相当の待遇が必要であろう。これは外交官の特質であろうと思っております。その点につきましては御了解をいただきたいと思っております。

それからもう一つは、住居手当ということを今回考えていただくことになりましたために、全体としての格差の是正と、全体の格上げということについては、まだまだ不十分であった。この点についても努力を新たにしたい、こういう考え方でございませう。

それから学校制度につきましては、これも私、実は文部行政を担当いたしましたときにも、この点をもっと少し積極的にやりたいと思いましたが、今日まだそこまできなかつたのを非常に遺憾に思っております。ぜひひとつ実現の方向に向くように関係方面の理解と協力を得たいと思っております。

○受田委員 以上で終わります。  
○藤田委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

昭和四十四年三月六日発行

○藤田委員長 これより両案について討論に入るのでありますが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、外務省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○藤田委員長 次回は来たる三月四日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。  
午後一時散會

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局